

## 変動金利に関する特約事項

### 第 1 条(借入金利率の変更)

借入金利率は以後銀行の定める長期貸出最優遇金利(以下「長期基準金利」という)を基準とし、長期基準金利の変動幅と同一幅で引上げ、又は引下げるものとします。

### 第 2 条(元利均等返済額の変更)

借入金債務が元利均等返済方法である場合は、前条の利率変更に伴い各返済日に於ける元利金返済額を変更するものとします。

### 第 3 条(借入金利率の変更日)

第 1 条により変更された借入金利率は、長期基準金利変更日以降最初に到来する利息支払日の翌日から適用することとします。

### 第 4 条

金融情勢の変化その他相当の事由により前各条の取扱いが困難になった場合は、一般に相当と認められる金利に変更することとします。

以 上